

## 【表紙】

|            |                                                      |
|------------|------------------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                                |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                               |
| 【提出日】      | 2025年3月21日                                           |
| 【発行者名】     | 産業ファンド投資法人                                           |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員　　本多　邦美                                          |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号　東京ビルディング                           |
| 【事務連絡者氏名】  | 株式会社ＫＪＲマネジメント<br>キャピタルマーケットツ部<br>エグゼクティブディレクター　北岡　忠輝 |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号　東京ビルディング                           |
| 【電話番号】     | 03-5293-7091                                         |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号）                     |

## 1【提出理由】

産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の資産運用会社である株式会社KJRマネジメント（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2025年3月21日、本投資法人の運用等に関する方針を定めた資産管理計画書を改定しました。これにより本投資法人の分配方針に変更が生じることとなるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### （１）変更の理由

本投資法人は、従前より、新規取得物件のうち再開発物件や新築物件等を対象として、当該物件の減価償却費の30%に相当する金額を上限とした継続的利益超過分配を可能としておりましたが、更なる投資主還元の観点から、持続的な投資主還元に資する分配方針へと変更することを企図し、継続的利益超過分配の上限金額の対象となる物件の範囲を各期末時点において本投資法人が保有する物流施設全てに拡大することを目的として、本投資法人の分配方針を定めた本資産運用会社の資産管理計画書が2025年3月21日付で改定されたものです。

### （２）変更の内容の概要

2024年10月24日付で提出された有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針

(3) 分配方針 利益を超えた金銭の分配」の一部が2025年3月21日付で以下のとおり変更されました。主な変更箇所は\_\_\_\_\_ 野で示してあります。

なお、特に断らない限り、2024年10月24日付で提出された有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

## 第一部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 2 投資方針

##### （3）分配方針

利益を超えた金銭の分配

（中略）

##### （イ）継続的利益超過分配方針

各期末時点において保有する物流施設を対象として、当該物件に係る当該営業期間の減価償却費の30%に相当する金額を上限とし、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として、原則として每期継続的に分配する方針とします。ただし、保有資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額、当該営業期間の純利益及び不動産等の売却益や解約違約金等の一時的収益を含む利益の水準、利益を超えた金銭の分配額を含めた当該営業期間の金銭分配額の水準、本投資法人の財務状況の他、経済環境、不動産市場や賃貸市場等の動向等を総合的に勘案し、利益を超えた金銭の分配の全部又は一部を行わない場合もあります。

（中略）

##### （ハ）利益超過分配基準

利益超過分配の水準については、当該営業期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額からその直前の営業期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額（譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除きます。）を控除した額の60%に相当する金額を上限(注)として、総合的に判断した上で決定します（不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第43条）。

（後略）

##### （3）変更の年月日

2025年3月21日